

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 春圃会
- (2) 法人所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島358番地3
- (3) 電話番号 0226-42-3100
- (4) 代表者氏名 理事長 菅原 和幸
- (5) 設立年月 平成2年7月12日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 指定介護予防・日常生活支援事業
訪問介護事業所
平成17年11月1日指定 平成28年4月1日指定
介護保険事業所番号 第 0473600369 号
- (2) 事業の目的 指定（介護予防・日常支援事業）訪問介護は要介護状態等となった場合においても、そのご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を支援することを目的として、ご契約者に訪問介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 春圃苑ヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島358番地6
- (5) 電話番号 0226-42-2109
- (6) 管理者氏名 苑長 阿部 勝造
- (7) 本事業所の運営方針 訪問介護計画を基に、ご契約者に必要な日常生活上の介護及び家事の提供を行い、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びにご契約者のご家族の身体的・精神的負担の軽減に努めます。
- (8) 開設年月 平成17年11月 1日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 気仙沼市本吉町及び南三陸町（港地区・田の浦地区）
基準緩和Aは気仙沼市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間帯	午前7時から午後8時まで

4 職員の体制

本事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防・日常生活支援事業）訪問介護サービスを提供する

職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1人
2. サービス提供責任者	1人以上
3. 訪問介護員	2. 5人以上

5 本事業所が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

<身体介護>

①食事介助

- ・配膳から下膳まで含め食事の介助、見守りを行います。

②入浴介助

- ・浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪等を行います。

③排泄介助

- ・おむつ交換、差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④清拭

- ・身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。また状況により足浴や手浴を行います。

⑤体位変換

- ・褥瘡の防止のために、体位交換を行なう際の介助を行います。

⑥着脱介助

- ・できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦整容介助

- ・整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。

⑧自立生活支援のための見守りの援助

- ・自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等で、具体的には一緒に調理や掃除等の家事を行います。

<生活援助>

①買い物

- ・日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出掛けることが原則です。

②調理

- ・食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③掃除

- ・利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。

④洗濯

- ・日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。

⑤寝具の管理

布団干し、シーツの交換等を行います。

*同居家族がいる場合、生活援助を行うことはできません。

(2)サービス利用表の利用料金（契約書第8条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

（利用料金の詳細につきましては、別紙、ヘルパーステーション利用料金表をご参照願います。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、10日以内に以下のいずれかの方法でお支払下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア	金融機関からの自動引き落とし
	・新みやぎ農業協同組合（本吉支店）
	・ゆうちょ銀行
	・気仙沼信用金庫
イ	下記指定金融機関口座への振込
	・気仙沼信用金庫津谷支店 普通預金0213451
	口座名義：社会福祉法人 春圃会
	・ゆうちょ銀行 郵便貯金02210-5-46292
	口座名義：社会福祉法人 春圃会
	※ 請求後10日以内にお支払をお願いします。

(2)利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。なお、変更や追加の内容によっては、訪問介護計画の修正が必要になり、サービス実施日の要望に対応できない場合もあります。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時は、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、ご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとなります。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって、ご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等もご使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②ご契約者又はそのご家族等からの物品等の授受③ご契約者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及びご契約者又はそのご家族等の同意なしに行う喫煙⑤ご契約者又はそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他ご契約者又はそのご家族等に行う迷惑行為 |
|--|

7 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

本事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情対応責任者

[職名] 苑長 阿部 勝造

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 サービス提供責任者 三浦 浩美

○受付時間 8：30～17：30

○電話番号 0226-42-2109

(2) 行政機関その他苦情受付機関

気仙沼市高齢介護課	所在地 宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号 電話番号 0226-22-3462 受付時間 8：30～17：15
気仙沼市本吉総合支所 保健福祉課	所在地 宮城県気仙沼市本吉町津谷館岡10 電話番号 0226-42-2975 受付時間 8：30～17：15
南三陸町保健福祉課 高齢者福祉係	所在地 宮城県南三陸町志津川字沼田56番地2 電話番号 0226-46-3041 受付時間 8：30～17：15
宮城県国民健康保険団体 連合会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 電話番号 022-222-7700 受付時間 9：00～16：00
宮城県社会福祉協議会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉3丁目3番1号 電話番号 022-716-9674 受付時間 9：00～17：00

8 緊急時等における対応方法

訪問介護従事者は、サービス提供の実施中に、利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医やご家族に連絡するなどの措置を講じるとともに、所長に連絡をします。

また、ご利用者又はご家族様からお休み等の連絡がなく、自宅に訪問した際、こちらからの呼び掛けに回答がない場合は、次の措置を講じますので、あらかじめご了承ください。

- ①最初に緊急連絡先へ確認を行います。
- ②次に緊急連絡先に連絡が付かない場合は、体調不良などの万一を想定し、職員が複数名又は第三者同行で自宅内に入り安否確認を行います。
- ③更に施錠により自宅内の状況が把握できない場合は警察へ通報し、自宅内の安否確認を依頼する場合があります。

9 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成します。

非常災害に備え、1年に2回は避難、救出その他必要な訓練を行います。

防火管理委員会を組織し、月に1回の防火設備等の自主点検検査を実施します。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者（市町村）、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、所長に連絡をします。

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施

設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

1 1 秘密の保持

職員は正当な理由がなく、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を、第三者に漏洩してはならないものと取決めをしています。

本事業所職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得たご契約者の又はそのご家族の秘密を漏らさないよう保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を漏洩しないように、職員との雇用契約において必要な措置を講じています。

各サービス会議等において、ご契約者の個人情報を用いる場合には、ご契約者の同意を得て、ご契約者のご家族の個人情報を用いる場合は、当該ご家族の同意を得るものとしています。

1 2 虐待の防止について

本事業所一では、利用者様の人権の擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じます。

虐待防止委員会を設置しています。

虐待防止のための指針を整備しています。

虐待防止のための職員に対する研修を1年に2回以上実施します。

苦情対応体制を整備しています。

必要に応じて成年後見制度の利用支援を行います。

介護相談員の受入れを行います。

その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

苦情解決責任者 苑長

苦情受付担当者 部署の管理者及び課長

1 3 その他

諸々のご要望、お問い合わせにつきましては、ご遠慮なくお申し出をお願い申し上げます。ご依頼の介護支援専門員、介護支援事業所と相談のうえ、お答えいたします。

※ 第三者評価の実施はありません。

指定（介護予防・日常生活支援事業）訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島358番地3
法人名 社会福祉法人 春圃会
代表者氏名 理事長 菅原 和幸

事業所名 春圃苑ヘルパーステーション
説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防・日常生活支援事業）訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者（ご契約者）

住所

氏名

署名代行者

住所

氏名

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和7年5月1日改正